

設立趣旨書

1 趣旨

現在日本では、廃棄物焼却炉からのダイオキシン汚染、最終処分場からの汚染物質の流出、再開発による有害汚染物質の発覚など、廃棄物管理にかかわる多くの問題が明らかとなっている。このために廃棄物管理自体に対する住民の反発は大きく、最終処分場や焼却炉等の新規立地にあたっては、必ず反対運動が引き起こされるのが実態となっている。また廃棄物が一部の地域に押し付けられている構造もあり、問題の解決を複雑にしている。

一方、地球的規模で見れば、限られた地球の中で、循環できない形での資源利用を続けることはもはやできなくなっている。廃棄物の適正な処理処分だけでなく、資源の循環型利用、消費量の削減などを含めて、長期的視野に立った廃棄物管理が求められる。このためには、市民、事業者、行政などが協力して立ち向かう必要がある。

しかし現状では、長期的な議論にまで至る以前に、直近の廃棄物汚染問題において対立が深まり、長期展望がほとんど開けない状態が続いており、危機的な状況とも言える。

現在の対立をひもとくためにも、さらには持続可能な社会に向けた模索を進めるためにも、廃棄物情報の積極的な公開や住民参加が必要になってくることが考えられ、PRTRの活用を含めて、具体的に試行錯誤をしながら、あるべき廃棄物管理のあり方を提言していくことをめざす。

2 申請に至るまでの経緯

京都大学環境保全センターの高月紘教授を委員長とする廃棄物問題研究委員会では、財団法人廃棄物研究財団大阪研究センターからの委託研究として「広域化と資源循環型に向けた動き」のテーマを受け、1999年2月より研究会を続けてきた。この間の検討をふまえ、2000年1月、および2000年9月に上記内容の報告書を作成した。

委員会の中で、現在の廃棄物管理において住民の不信が多く、今後の廃棄物行政や循環型社会に向けた動きにおいて大きな障害となってくることが検討され、改善に向けた取り組みが求められることが報告書に盛り込まれた。具体的な提案として廃棄物管理の運営において、情報公開、市民参加による廃棄物管理の運営が望ましいことが示された。特に処分場に運び込まれる廃棄物が安全であるかどうかは地域住民の関心事であり、公正な検査態勢と、情報が公開できる体制を整えることが求められた。

現状においてその条件を満たすことができる組織は見あたらないことから、委員会では、自主的に組織を作り、情報公開や市民参加を通じて望ましい廃棄物処理のあり方を具現化していくことをめざしていくことになった。運営主体としては市民が参加できる特定非営利活動法人の形態が望ましいと考えられ、本法人の設立をすることとした。

特定非営利活動法人 環境安全センター

設立代表者

京都市左京区新麩屋町通仁王門下る大菊町118番地 新大菊荘2F西

鈴木 靖文